

ライフ イベントの しおり

BalloonProject
Diversity Saga Univ. Medicine

佐賀大学医学部
医療人キャリア支援

バルーンプロジェクト



はじめに

皆さまがご自身の病気、あるいは、出産・育児・介護など家族を支えながら働くときにご利用いただけるよう、しおりを作成いたしました。

私たちは皆が赤ちゃんとして生まれ、成長し、大人になり働き、年を重ねていきます。家庭と社会でのそれぞれの役割を果たしていくために仕事と生活を調和させることが、時に大きな困難となることがあります。

そうしたときにも、続けていくこと、小さなチャレンジ、お休みを取ること、それぞれが人生の大切な糧になることを思いながらお手に取っていただければ幸いです。

お互いが支え合い、それぞれの選択を尊重しながら笑顔で過ごす小さなヒントとなりますことを願っています。

2018年3月発行

Contents

●あなたを支える制度	3
●病気になったとき	5
●妊娠・出産・育児に関する支援制度	
妊娠中から産後期間	6
育児期間の支援制度（小学校就学前まで）	8
保育施設等：佐賀大学病院保育園キッズパレット	12
●育児に関する情報提供、相談窓口	15
●介護に関する支援制度	17
●介護に関する情報提供、相談窓口	20
●リンク集	22

（記載の情報は平成 30 年 1 月時点のものです）

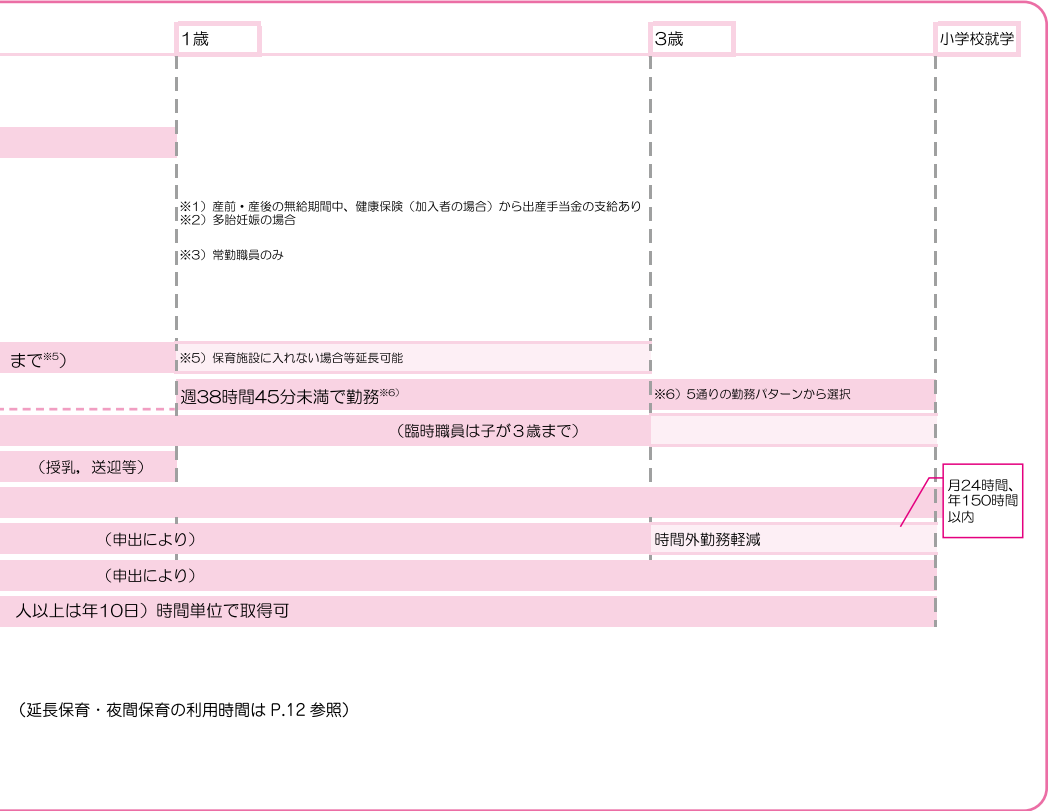
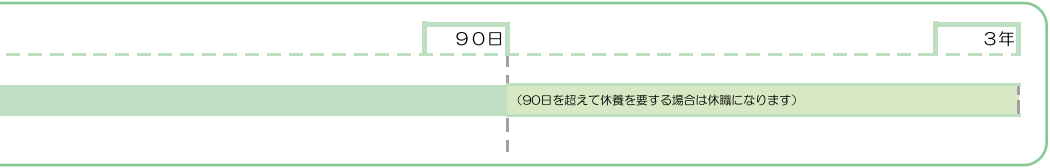
あなたを支える制度

目次

(頁)	1. 病気になったとき	負傷・疾病	10日
P. 5	(給与)		
	① 病気有給休暇(常勤職員)	有給	最大90日
	② 病気無給休暇(フルタイム職員)	無給	最大10日

(頁)	2. 妊娠・出産・育児に関する支援制度	妊娠	出産
P. 6	■妊娠中から産後期間 (給与)		
	① 健康診査及び保健指導	(常) 有給 (臨) 無給	健康診査、保健指導のため
	② 深夜勤務・時間外勤務免除		深夜勤務・時間外勤務の免除 (申出により)
P. 7	妊娠中の母性保護の措置	業務軽減、通勤緩和、 休息補食のための職務専念義務免除等	
	③ 産前休暇・産後休暇	(常) 有給 (臨) 無給※1	+8週※2 産前6週 産後8週
P. 8	④ 男性職員の育児参加休暇※3	有給	産前・産後期間中に5日以内
	⑤ 男性職員の配偶者出産休暇※3	有給	出産から2週間以内に2日
	■育児期間(小学校就学前まで)		
P. 9	⑥ 育児休業(男女取得可)	無給※4	※4) 雇用保険から育児休業給付金あり 育児休業(臨時職員は子が1歳)
P. 10	⑦ 育児短時間勤務(男女取得可)※3		
	⑧ 育児時間	無給	1日2時間以内(30分単位)
	⑨ 保育時間	(常) 有給 (臨) 無給	1日2回、各30分
P. 11	⑩ 早出・遅出勤務(男女取得可)※3		始業・終業時刻を変更して勤務
	⑪-①、② 時間外勤務の免除・軽減(男女取得可)		時間外勤務の免除(3歳まで)
	⑪-③ 深夜勤務の免除(男女取得可)		深夜勤務の免除
	⑫ 子の看護休暇(男女取得可)	(常) 有給 (臨) 無給	子1人に対し、年5日(子が2)
	■保育施設等: 佐賀大学病院保育園キッズパレット		
P. 12	保育所	対象: 乳幼児(0歳~小学校就学前)	通常保育時間: 平日~土曜日 7:00~18:00まで
P. 13	病児保育施設	対象: 乳幼児(0歳~小学校就学前)	利用時間: 月曜日~土曜日 7:30~18:00まで
P. 15	育児に関する情報提供、相談窓口		

(頁)	3. 介護に関する支援制度	要介護	
P. 18	(給与)		
	① 介護休業	無給※7	要介護者1人につき通算186日、3回分割取得可
P. 19	② 介護部分休業	勤務しない時間減額	要介護者1人につき6月以内(介護休業から引続く場合は介護休業)
	③ 介護休暇	(常) 有給 (臨) 無給	要介護者1人に対し、年5日
	④ 早出・遅出勤務(男女取得可)※3		始業・終業の時刻を変更して勤務
P. 20	⑤-① 時間外勤務の軽減(男女取得可)		時間外勤務を月24時間、年150時間以内に軽減
	⑤-② 深夜勤務の免除(男女取得可)		深夜勤務の免除
P. 20	介護に関する情報提供、相談窓口		



1 病気になったとき

① 病気有給休暇（常勤職員）

負傷又は疾病のために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要最小限度の期間において認められます。ただし、職務による負傷等を除き、原則90日を超えることはできません。

申請方法	「休暇簿」により事前に申請 (やむを得ない場合は事後速やかに理由を付して)
提出書類	1週間を超える場合は、医師の証明書、その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類。 (1週間以内の場合でも、必要に応じて診断書等の提出を求める場合があります。)
提出先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備考	病気有給休暇を90日取得後、引き続き休養を要する場合は休職となります。(休職については総務課人事にお尋ねください)

※けがや病気（メンタルヘルスによる不調者を含む）による長期療養中の職員が適切に療養を行い、円滑に職場復帰し、職務を継続できるようにするため、復職支援制度を設けています。

② 病気無給休暇（フルタイム職員）

フルタイム職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、一つの年度において10日の範囲内で病気無給休暇を取得できます。

申請方法	「休暇簿（年次休暇以外の休暇）」により事前に申請 (やむを得ない場合は事後速やかに理由を付して)
提出書類	1週間を超える場合は、医師の証明書その他勤務しない事由を十分に明らかにする証明書類。 (1週間以内の場合でも、必要に応じて診断書等)
提出先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備考	取得できるのは、週5日以上勤務のフルタイム職員で6月以上の任用予定期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限られます。

佐賀大学保健管理センター鍋島分室 <http://www.hoken.med.saga-u.ac.jp>
健康診断・ストレス調査後の健康相談・カウンセリング相談を受け付けています。
月～金 8:30～17:15 場所 医学部管理棟2階(学生課上) Tel.0952-34-3215

治療と職業生活の両立支援 厚生労働省

🔍 検索

2 妊娠・出産・育児に関する支援制度

妊娠中から産後期間

① 妊産婦の健康診査及び保健指導

妊娠中及び出産後1年を経過しない女性教職員が、母子保健法の規定による保健指導又は健康診査を受けるために勤務しないことを認める制度です。



申請方法	「休暇簿」により事前に請求（やむを得ない場合は事後速やかに理由を付して） （常）職務専念義務の免除 （臨）年次有給休暇以外の休暇（無給）
提出書類	必要に応じ母子手帳の写し等
提出先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備考	規定の回数（医師等の特別の指示があった場合は、その指示された回数）について、1日の範囲内で必要と認められる時間

② 妊産婦の深夜勤・時間外勤務の免除

妊娠中及び出産後1年を経過しない女性教職員が請求した場合、時間外、深夜（午後10時から翌日午前5時まで）の勤務及び休日勤務を免除される制度です。

申請方法	「出産と育児のための時間外・深夜・休日勤務免除等請求書」により事前に請求
提出書類	必要に応じ母子手帳の写し等
提出先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）

妊娠中の母性保護の措置（妊娠から出産後1年を経過するまでにかかるもの）

- 妊婦の通勤緩和（通勤時の交通機関の混雑回避のため勤務時間の始め又は終わりに勤務しないことを認める制度（臨時職員は無給））、妊産婦の業務軽減等（業務の軽減又は他の軽微な業務に就かせることを認める制度（常勤職員のみ））、妊娠中の休憩・捕食（母体又は健康維持のため必要な時間、勤務しないことを認める制度（臨時職員は無給））

※いずれも取得する場合は総務課人事係へお問い合わせください。



妊娠がわかったら夫婦で家事・育児の分担を
よく相談しましょう



③ 産前休暇・産後休暇

妊娠中及び出産後の女性教職員は、以下の休暇を取得できます。

- 産前休暇：出産予定日の6週間（多胎妊娠時は14週間）以内において、出産の日までに申し出た期間）
- 産後休暇：出産日の翌日から8週間（産後6週間経過後、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く）

申請方法	産前休暇：「休暇簿」により事前に請求 産後休暇：出産後速やかに届け出る （常）特別有給休暇 （臨）年次有給休暇以外の休暇（無給）※
提出書類	出産（予定）証明書、母子手帳の写し等
提出先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備考	出産予定日より出産が前後した場合、出産日までを産前休暇として取り扱う

※産前・産後の無給休暇期間中、健康保険（加入者の場合）から標準報酬日額の3分の2相当の出産手当金が給付されます。

④ 男性職員の育児参加休暇

妻が出産する場合で、配偶者の出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合に配偶者の産前・産後の期間内にこれらの子の養育のため男性教職員（臨時職員除く）が取得できる休暇です。

申請方法	「休暇簿」により事前に請求 （やむを得ない場合は事後速やかに理由を付して） （常）特別有給休暇
提出先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備考	配偶者の産前・産後の期間中5日の範囲内（分割取得可） ※生まれた子への授乳、付添い、上の子の保育所等送迎等



両親がひたむきに生きる姿自体が、
どんな幼い子にも、素晴らしい影響を与えるのです。

— 井深 大 (1908-1997)



⑤ 男性職員の配偶者出産休暇

妻が出産する際に、入退院の手続及び出産又は入院中の付添い等を行う男性教職員（臨時職員除く）が取得できる休暇です。

申請方法	「休暇簿」により事前に請求 (やむを得ない場合は事後速やかに理由を付して) (常) 特別有給休暇
提出書類	必要に応じ母子手帳の写し等
提出先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備考	妻が出産のため入院する日から出産後2週間を経過するまでの間に2日の範囲内（分割取得可）

参照：各雇用形態別の勤務時間等規程、労使協定書

育児期間の支援制度（小学校就学前まで）

育児休業等*の対象となるのは実子、養子の他、以下の子も含まれます。

- 1) 教職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求しており、当該教職員が現に監護する子
- 2) 養子縁組里親である教職員に委託されている子
- 3) 2) に準ずる厚生労働省で定める養育里親である教職員に委託されている子

*育児休業、育児のための短時間勤務、時間外・深夜・休日勤務免除、子の看護休暇等

⑥ 育児休業

①子を養育するため、一定期間休業することを認める制度です。

(男性職員は、妻の就業等の状況にかかわらず取得できます)。



申請方法	休業開始予定日の1月前までに「育児休業申出書」により申出 ※労使協定により、採用後1年未満の者など取得できない場合があります。
提出書類	出産証明書、母子手帳の写し、住民票等
提出先	所属を通して総務課人事
申請期間等	(常) 子が3歳に達するまで (臨) 子が1歳に達するまで（場合により1歳2月まで）
備考	・休業中は無給ですが、子が1歳になるまでは雇用保険から育児休業給付金が支給されます。詳細は総務課人事にお尋ねください。 ・臨時職員については、1歳時点で保育所に入所できない等の場合は1歳6月に達する日まで取得可能。(1歳6月時点で保育所に入所できない等の場合は2歳に達する日まで取得可能。育児休業給付金も最大2年まで。)

②必要に応じて1回に限って育児休業を延長できます。

申請方法	育児休業期間終了の1月前までに、「育児休業申出書」により申し出る
申請条件等	延長申請ができるのは1回のみ（不測の事情により養育に著しい支障が生じる場合は例外）
提出先	所属を通して総務課人事

③育児休業期間終了前に当該申出に係る子を託児できるようになったときや産前・産後の休暇を取得したとき等、養育状況に変更が生じた場合は、育児休業が失効しますので「養育状況変更届」により届け出る必要があります。（必ず、総務課人事にご相談ください。）

参照：育児・介護休業規程

⑦ 育児短時間勤務

小学校就学前までの子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務する制度です。

申請方法	開始予定日から1月前までに「育児短時間勤務申出書」により申し出る
申請条件	勤務パターンは次の5通りから選択 (1) 週休日以外の日において1日6時間勤務 (2) 週休日以外の日において1日3時間55分勤務 (3) 週休日以外の日において1日4時間55分勤務 (4) 週3日、1日7時間45分勤務 (5) 週3日、うち2日は7時間45分勤務、1日は3時間55分勤務
提出先	所属を通して総務課人事
備考	臨時職員は除く

※育児短時間勤務利用中に、期間を延長や短縮（取消し）する場合は、「育児短時間勤務申出書」により申し出が必要です。（必ず、総務課人事にご相談ください。）

参照：育児・介護休業規程



自分の仕事は、人の助けなくして、
1日も進み得ないのである。

— 松下幸之助（1894－1989）



⑧ 育児時間

子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりに1日につき2時間を超えない範囲内（30分単位）で勤務しないことができる制度です。



申請方法	育児時間取得開始予定日の1月前までに「育児時間申出書」により申し出る
期 間	(常) 小学校就学の始期に達するまで (臨) 3歳に達するまで
提 出 先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備 考	1日2時間以内（30分単位） 勤務しない時間は給与が減額されます

参照：育児・介護休業規程

⑨ 保育時間

満1歳に満たない子を養育する職員が、授乳や託児所等への送迎を行う場合に取得できる休暇です。

申請方法	「休暇簿」により事前に申請（やむを得ない場合は事後速やかに理由を付して） (常) 特別有給休暇 (臨) 年次有給休暇以外の休暇（無給）
期 間	1歳に達するまで
提 出 先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備 考	1日2回、各30分以内

参照：各雇用形態別の勤務時間等規程

⑩ 早出・遅出勤務

小学校就学前までの子を養育するため、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業の時刻を変更して勤務することを認める制度です。
(臨時職員除く)

申請方法	「始業及び終業時刻の繰り上げ又は繰り下げ申出書」により申し出る
提 出 先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）
備 考	午前7時から午後10時までの時間帯に始業時刻、終業時刻及び休憩時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる。

参照：各雇用形態別の勤務時間等規程

⑪ 時間外勤務の軽減、深夜勤務の免除

- ① 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合、(事業の正常な運営を妨げる場合を除き) 時間外勤務を免除されます。
- ② 小学校就学前の子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合、(事業の正常な運営を妨げる場合を除き) 1月について24時間、1年について150時間以内に時間外勤務を軽減されます。
- ③ 小学校就学前の子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合、(事業の正常な運営を妨げる場合を除き) 深夜(午後10時から翌日午前5時まで)の勤務を免除されます。

申請方法	「出産と育児のための時間外・深夜・休日勤務免除等請求書」により申請
申請条件	①②1回につき1月以上1年以内で申請すること ③1回につき1月以上6月以内で請求する
提出書類	必要に応じ各種証明書等を提出する場合あり
提出先	所属を通して総務課人事(事務部は各課の総務担当係)

参照：各雇用形態別の勤務時間等規程

⑫ 子の看護休暇

小学校就学前の子(配偶者の子を含む)の看護(負傷や疾病の子の世話、又は子に予防接種、健康診断を受けさせること)をする場合に与えられる休暇です。

申請方法	「休暇簿」により事前に申請 (やむを得ない場合は事後速やかに理由を付して) (常) 特別有給休暇 (臨) 年次有給休暇以外の休暇(無給)
申請条件	1年に5日(小学校就学前の子が2人以上の場合は年10日)
提出先	所属を通して総務課人事(事務部は各課の総務担当係)
備考	1日又は1時間単位で取得できる

参照：各雇用形態別の勤務時間等規程



明日のことを思い煩うなかれ。

明日のことは明日思い煩え。

一日の苦勞は一日にて足れり。

— 新約聖書 マタイによる福音書第6章34節



保育施設等

【保育所】

教職員の育児支援等労働環境の向上を図ることを目的とした、乳幼児（0歳（生後90日）～小学校就学前）を保育する事業所内施設です。

佐賀大学病院保育園キッズパレット

場所：医学部附属病院東門横

対象児	生後90日から未就学児
保育時間	通常保育：月～土 7：00～18：00 延長保育：月～金 18：00～22：00 土 18：00～20：00 夜間保育：月～金 22：00～翌7：00
休園日	日曜日・祝日及び佐賀大学が定める休日
利用料金	●通常保育 0歳児～2歳児 --- 月額 37,800円 3歳児 --- 月額 26,500円 4歳児以上 --- 月額 20,500円 【複数託児の特例】 同一所帯で複数の託児をする場合には、年長児の保育料は半額 ●延長保育 保育児1人当たり、1時間につき300円 ●夜間保育 保育児1人当たり、1回につき2,000円 ●一時預かり保育 通常保育：1時間につき400円とし、1日の場合は3,000円 延長保育：1時間につき450円 夜間保育：1回につき3,000円
お問い合わせ・連絡先	佐賀大学医学部総務課 ☎ 0952-34-3318（学内内線：3318） 佐賀大学病院保育園キッズパレット病児保育 ☎ 0952-31-3636 株式会社テノ・コーポレーション ☎ 092-263-8040

Whether you think you can,
or you think you can't-you're right.

— Henry Ford (1863 - 1947)



【病児保育】

急な子どもの病気やケガなどで保育園等に預けることができない期間や、保護者のやむを得ない事由のために、一時的に預かる制度です。

※利用には事前に登録が必要です。

利用者	・ 生後90日から小学校就学前までの乳幼児を養育する職員で、病児保育を希望する職員 ・ 業務の都合により、家庭での養育が困難である職員
対象児	原則として生後3か月から小学校就学前までの乳幼児で、病気であるが、入院の必要がないと医師が診断した乳幼児
保育時間	月曜日～土曜日 (日曜・祝日及び年末年始はお休み) 7:30～18:00 (当日の受付時間:7:30～11:00)
利用料金	3,000円/1日
お問い合わせ・連絡先	佐賀大学医学部総務課 ☎ 0952-34-3318 (学内内線:3318) 佐賀大学病院保育園キッズパレット病児保育 ☎ 0952-31-3636 株式会社テノ. コーポレーション ☎ 092-263-8040

All truth passes through three stages.

First, it is ridiculed.

Second, it is violently opposed.

Third, it is accepted as being self-evident.

— Arthur Schopenhauer

(German philosopher, 1788-1860)

すべての真実は、3つの段階を経る。

第一段階で笑いものにされる。

第二段階で大反対される。

第三段階でわかりきったこととして受け入れられる。



受け入れまでの流れ

事前登録

「様式第1-1、1-2号：病児保育室利用者登録申込書・同意書、健康記録」を作成の上、病院総務課で利用確認印を受けた後に病児保育室に提出

病気になったら

予 約

病児保育室に電話で予約（当日の受付時間：7：30～11：00）

- 保護者名
- お子さま名前・年齢・症状・感染の有無

空きがない場合は…

特別な感染がある場合は…



受 診

受診時に医師に「様式第2-1号：病児保育連絡書」を作成依頼

- * 保護者記入欄→事前に記入
- * 受診料、文書料→受診者負担

自宅療養



入室準備

☆ 必要書類

「様式第2-1、2-2号：病児保育連絡書、入室前アンケート」→記入

☆ 持ち物

キッズパレット（病児保育）のしおりP4を確認

→1つの入れ物にまとめて持参

お預かり

- 「必要書類」及び「持ち物」→受取・お預かり
- 「様式第3号：病状連絡書」→記入
- 「様式第4号：病児保育室利用料金請求書（兼）領収書」→お渡し

☆ 必要書類は病児保育室又は総務課にてお渡しします。

育児に関する情報提供、相談窓口

○子育て支援に関する情報

佐賀県子育てポータルサイト <https://saga-kosodate.jp/kosodate/>

佐賀市ホームページ～子育てガイド Hug <https://www.city.saga.lg.jp/main/18.html>

※その他、お住まいの自治体のホームページをご覧ください。

<佐賀市 子育てに関する相談窓口> ※詳しくは佐賀市のホームページをご覧ください。

相談窓口	電話番号	相談受付	備考
育児相談(未就学児) (佐賀市子育て支援センターゆめ・ぼけっと)	0952-40-7287	月・水～土曜日 10:00～19:00 日曜日 10:00～17:00	子育てについての悩み、相談窓口。
育児相談ダイヤル (佐賀市健康づくり課)	0952-30-0102	平日 9:00～17:00	乳幼児の健康・育児全般に関する悩み、相談窓口。
乳幼児の健康相談 (佐賀市健康づくり課)	0952-40-7282	開催日は市報さがに掲載	育児・栄養・母乳・歯磨き等に関する相談窓口。
家庭児童相談 (佐賀市家庭児童相談室)	0952-40-7254 kateijido@city.saga.lg.jp	平日 8:30～17:00	子供に関する悩み、女性の悩み、ひとり親の悩みの相談窓口。
ホームスタートさが (社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会)	0952-34-8211	平日 8:30～17:30	子育てで不安や孤立感を抱えている方や、近隣に子育て協力者がいない方など。子育て経験者があなたの家庭を訪問して傾聴し、悩みのご相談に応じます。(無料)
子どもに関する相談 (佐賀県中央児童相談所)	0952-26-1212	平日 8:30～22:00 ※虐待通報は 24時間365日対応	子どもに関するあらゆる悩み事の相談窓口。児童虐待の通報窓口。
妊娠 SOS さが (国立病院機構佐賀病院)	0120-279-392 つなぐ みらいに	平日 9:00～17:00 火曜日のみ20時まで	妊娠・出産・女性の心身の健康に関する悩みの相談窓口。
妊娠 SOS ほっとライン (国立病院機構佐賀病院)	0120-106-896	毎週火曜日 11:00～15:00	妊娠や出産に関する不安や悩みに関する電話相談。
子育てタクシー® (佐賀県地域交流部新幹線・地域交通課)	0952-25-7525	平日 9:00～17:00	研修を受けた専任のドライバーによる子どもの送迎代行や外出時サポート、急な受診の送迎などのサービス。 要事前登録。
すこやか発達相談 (佐賀中部保健福祉事務所)	0952-30-2183	相談内容で日時が異なります (要問い合わせ、要予約)	乳幼児の療育相談、ことばの相談、ことば学び教室。 要予約。
特別支援教育相談 (佐賀市保育幼稚園課)	0952-40-7290	平日 9:00～17:00	乳幼児の言葉などの育ち、障がいなど子育てに関する相談窓口。 小学校への就学に関する相談窓口。

相談窓口	電話番号	相談受付	備 考
未就学児の療育相談 (佐賀県療育支援センター あそしあ)	0952-62-2190	平日 9:00~17:00	未就学の知的障がい児等の療育に関する相談、親子での子育て相談。
子どもの人権 110 番 (佐賀地方務局)	0120-007-110	平日 8:30~17:15	子どもの人権問題に関する相談窓口。
佐賀こころの電話 (佐賀県精神保健福祉 センター)	0952-73-5556 0570-064-556	平日 9:00~16:00	心の悩み、対人関係の悩みなど。
佐賀いのちの電話 (社会福祉法人 佐賀いのちの電話)	0952-34-4343	24時間365日対応	一人ひとりの命を大切に する立場で、孤独の中で不安や 悩みを持つ方々のための相談 窓口。
	0120-400-337	毎日 1:00~7:00	
被害者支援相談 (NPO 法人被害者支援 ネットワーク 佐賀 VOISS)	0952-33-2110 voiss@f3.dion.ne.jp	平日 10:00~17:00	家庭内暴力や、犯罪被害など、 被害者の立場に立ってサポー トします。
障がい者相談 (佐賀市障がい福祉課)	0952-40-7251 (FAX25-5440)	平日: 8:30~17:00	障がい者や障がい児の親が持 つ不安や悩みに関する相談窓 口。
女性のための総合相談 (佐賀県立男女共同参画 センターアバンセ)	0952-26-0018	火~土曜日 9:00~21:00 日・祝: 9:00~16:30	女性のための総合相談窓口。
女性の人権ホットライン (佐賀地方務局)	0570-070-810	平日: 8:30~17:15	女性の人権問題に関する相談 窓口。
消費者トラブル・ 借金相談 (佐賀市消費生活センター)	0952-40-7087	平日: 9:00~16:00	消費者トラブルや多重債務な どの借金に関する相談。

※上記の情報は 2018 年 1 月時点のものです。
詳細は各施設にお問合せください。

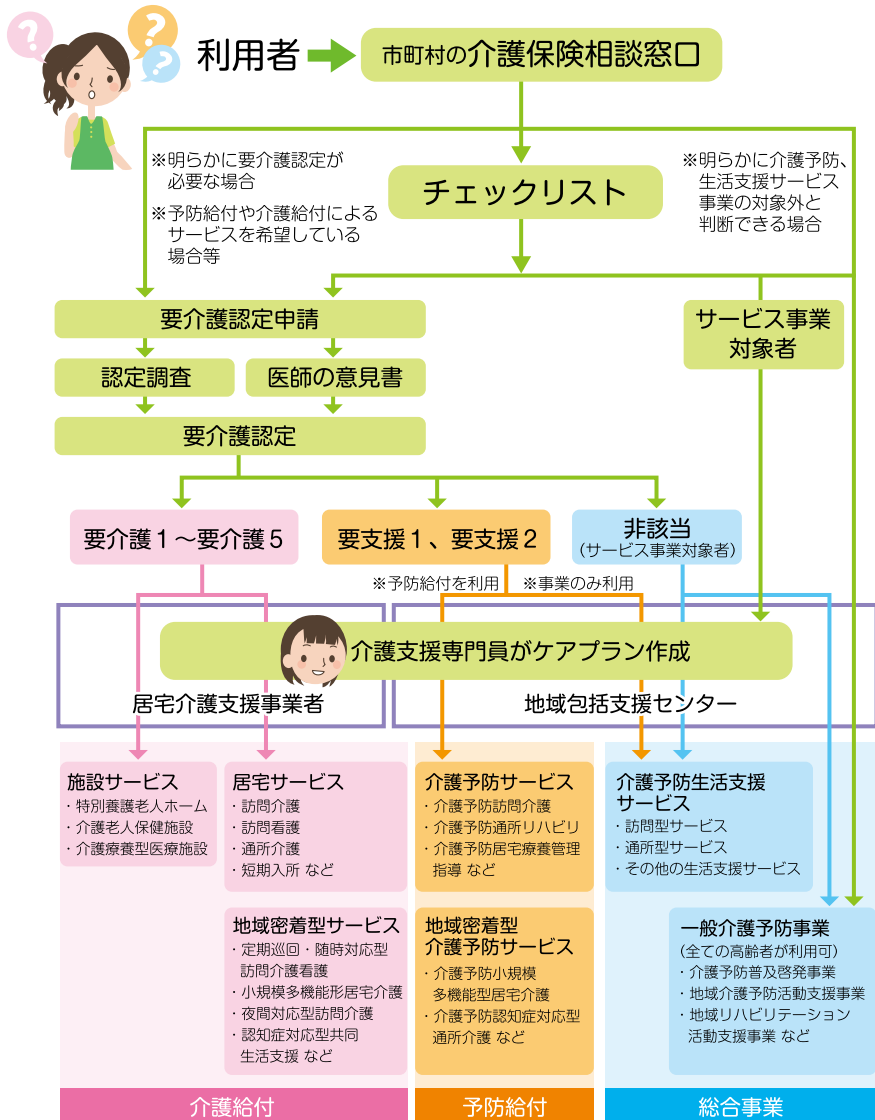
鈴と 小鳥と、それからわたし、
みんなちがって、みんなしい。

— 金子みずず (1903-1930)



3 介護に関する支援制度

介護が身近になった時は、まず介護保険について理解しましょう。



- ・地域包括支援センターとは…介護だけでなく福祉、健康、医療などの分野から総合的に高齢者とその家族をサポートするための拠点として市町村が設置しています。
- ・介護支援専門員とは………一般にケアマネージャー(略してケアマネ)とも呼ばれています。利用者の心身の状況に応じた介護サービス計画(ケアプラン)の作成やサービス事業者との調整を行います。

対象となるのは以下の要介護者です。

- 1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- 2) 父母
- 3) 子
- 4) 配偶者の父母
- 5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- 6) 職員と同居し、事実上父母及び子と同様の関係にあると認められるもので、育児・介護休業規程で定める者



上記の者で負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者。

① 介護休業

①要介護者を介護する職員に与えられる休暇です。

申請方法	休業開始予定日の2週間前までに「介護休業申出書」により申請
申請条件	要介護者1人につき介護部分休業と合わせて186日の範囲内、3回分割取得可
提出書類等	必要に応じ各種証明書等を提出する場合あり
提出先	所属を通して総務課人事
備考	休業中は無給ですが、最長3ヶ月間、雇用保険から介護休業給付金が支給されます。詳細は総務課人事にお尋ねください。

※介護休業の撤回は2回まで

②必要に応じて1回に限って介護休業を延長できます。

申請方法	介護休業期間終了の2週間前までに、「介護休業申出書」により申し出る
申請条件等	延長申請ができるのは1回のみ
提出先	所属を通して総務課人事

③介護休業期間終了前に当該要介護者を介護しなくなったときや産前産後の休暇を取得したときや負傷、疾病等により介護できない状態になったとき等、介護休業が失効しますので「介護状況変更届」により届け出る必要があります。

（必ず、総務課人事にご相談ください。）

参照：育児・介護休業規程

② 介護部分休業

要介護者を介護するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき4時間を超えない範囲内(1時間単位)で勤務しないことを認める制度です。

申請方法	介護部分休業開始予定日の前日までに「介護部分休業申出書」により申請する
期 間	要介護者1人につき6月以内(介護休業から引続く場合は介護休業期間と合わせて6月以内)
提 出 先	所属を通して総務課人事
備 考	勤務しない時間は給与が減額されます

※介護部分休業を取り消すときは、「介護状況変更届」により申請する。

③ 介護休暇

申請方法	「休暇簿」により事前に申請 (やむを得ない場合は事後速やかに理由を付して) (常) 特別有給休暇 (臨) 年次有給休暇以外の休暇(無給)
申請条件	1年に5日(要介護者が2人以上の場合は年10日)
提 出 先	所属を通して総務課人事(事務部は各課の総務担当係)
備 考	1日は又は1時間単位で取得できる

④ 早出・遅出勤務

要介護者を介護するため、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業の時刻を変更して勤務することを認める制度です。(臨時職員除く)

申請方法	「始業及び終業時刻の繰り上げ又は繰り下げ申出書」により申し出る
提 出 先	所属を通して総務課人事(事務部は各課の総務担当係)
備 考	午前7時から午後10時までの時間帯に始業時刻、終業時刻及び休憩時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる。

参照：各雇用形態別の勤務時間等規程

A single twig breaks,
but the bundle of twigs is strong.

— Tecumseh (Native American military leader., e. 1768-1863)

一本の枝は折れるが、束にした枝は強い。



⑤ 時間外勤務の軽減、深夜勤務の免除

- ①職員が当該要介護者を介護するために請求した場合、（業務の正常な運営を妨げる場合を除き）1月について24時間、1年について150時間以内に時間外勤務を軽減されます。
- ②職員が当該要介護者を介護するために請求した場合、（事業の正常な運営を妨げる場合を除き）深夜（午後10時から翌日午前5時まで）の勤務を免除されます。

申請方法	「介護のための時間外勤務制限・深夜勤務免除等請求書」により申請
申請条件	①1回につき1年以上1年以内で請求する ②1回につき1年以上6月以内で請求する
提出書類	必要に応じ各種証明書等を提出する場合あり
提出先	所属を通して総務課人事（事務部は各課の総務担当係）

介護に関する情報提供、相談窓口

○おたっしゃ本舗（地域包括支援センター）

高齢者の生活を総合的に支援する行政機関の窓口です。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが中心となって、専門分野を活かしつつ、互いに連携をとりながら総合的に高齢者の支援を行っています。

<佐賀中部広域連合 各おたっしゃ本舗所在地>

・利用時間 / 月～金 8：30～17：15（年末年始は除く）

※各センターにて異なりますので詳細はお尋ねください

センター名	場 所	担当地域	連絡先
おたっしゃ本舗 佐賀 (佐賀市地域包括支援センター)	佐賀市栄町1番1号 (佐賀市本庁舎内)	勸興・神野	☎0952-40-7284
おたっしゃ本舗 城南 (佐賀市城南地域包括支援センター)	佐賀市南佐賀1丁目13-5	赤松・北川副	☎0952-41-5770
おたっしゃ本舗 昭栄 (佐賀市昭栄地域包括支援センター)	佐賀市嘉瀬町大字扇町 2358番地1	日新・嘉瀬・新栄	☎0952-41-7500
おたっしゃ本舗 城東 (佐賀市城東地域包括支援センター)	佐賀市兵庫町大字洲 1903-1	循誘・巨勢・兵庫	☎0952-33-5294
おたっしゃ本舗 城西 (佐賀市城西地域包括支援センター)	佐賀市本庄町大字本庄 289-3	西与賀・本庄	☎0952-41-8323
おたっしゃ本舗 城北 (佐賀市城北地域包括支援センター)	佐賀市若楠2丁目1-27	高木瀬・若楠	☎0952-20-6539
おたっしゃ本舗 金泉 (佐賀市金泉地域包括支援センター)	佐賀市金立町大字千布 2991番地1	金立・久保泉	☎0952-71-8100

センター名	場 所	担当地域	連絡先
おたっしや本舗 鍋島 (佐賀市鍋島地域包括支援センター)	佐賀市鍋島3丁目3-20 鍋島シエストビル2階	鍋島・開成	☎0952-97-9040
おたっしや本舗 諸富・蓮池 (佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター)	佐賀市諸富町大字諸富津 1番地2(佐賀市諸富支所内)	諸富町・蓮池	☎0952-47-5164
おたっしや本舗 大和 (佐賀市大和地域包括支援センター)	佐賀市大和町大字尼寺 1870番地	大和町	☎0952-51-2411
おたっしや本舗 富士 (佐賀市富士地域包括支援センター)	佐賀市富士町大字古湯 2685番地	富士町	☎0952-58-2810
おたっしや本舗 三瀬 (佐賀市三瀬地域包括支援センター)	佐賀市三瀬村藤原 3882番地6	三瀬村	☎0952-56-2417
おたっしや本舗 川副 (佐賀市川副地域包括支援センター)	佐賀市川副町大字鹿江 623番地1 (佐賀市川副支所内)	川副町	☎0952-97-9034
おたっしや本舗 東与賀 (佐賀市東与賀地域包括支援センター)	佐賀市東与賀町大字 下古賀1193番地	東与賀町	☎0952-45-3238
おたっしや本舗 久保田 (佐賀市久保田地域包括支援センター)	佐賀市久保田町大字新田 1109番地1 (佐賀市久保田支所内)	久保田町	☎0952-51-3993
おたっしや本舗 多久 (多久市地域包括支援センター)	多久市北多久町大字小侍 7番地1(多久市庁舎内)	多久市	☎0952-75-6033
おたっしや本舗 小城北 (小城市北部地域包括支援センター)	小城市三日月町長神田 2312番地6 (小城市役所別館内)	小城市・三日月町	☎0952-73-2172
おたっしや本舗 小城南 (小城市南部地域包括支援センター)	小城市芦刈町三王崎 1522番地(小城市芦刈 保健福祉センター内)	牛津町・芦刈町	☎0952-66-6376
おたっしや本舗 神埼 (神崎市地域包括支援センター)	神崎市神埼町神埼 410番地(神崎市庁舎内)	神埼町	☎0952-37-0111
おたっしや本舗 神埼北 (神崎市北部地域包括支援センター)	神崎市脊振町広滝 558番地2 (神崎市脊振支所内)	脊振町	☎0952-59-2005
おたっしや本舗 神埼南 (神崎市南部地域包括支援センター)	神崎市千代田町直島 166番地1 (神崎市千代田支所内)	千代田町	☎0952-34-6080
おたっしや本舗 吉野ヶ里 (吉野ヶ里町地域包括支援センター)	神埼郡吉野ヶ里町三津 777番地 (吉野ヶ里町東脊振庁舎内)	吉野ヶ里町	☎0952-37-0344

※上記の情報は2018年1月時点のものです。

詳細はお住まいの地区の「おたっしや本舗」、

または佐賀中部広域連合事務局給付課包括支援係(☎0952-40-1134)にお問合せください。

子育てリンク

厚生労働省両立支援ひろば
<http://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



赤ちゃんの部屋
(Baby's-Room.net)
<https://www.babys-room.net/>



厚生労働省イクメンプロジェクト
<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>



こどもの救急
<http://kodomo-qq.jp/>



厚生労働省委託母子健康管理サイト
女性にやさしい職場づくりナビ
<http://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



ベビータウン
<https://www.babytown.jp/>



一般財団法人女性労働協会応援します!
働きながら妊娠、出産、子育て
<http://www.jaaww.or.jp/index.php>



佐賀市市民活動プラザ
子育て支援グループ「おたすけママ」
<http://www.tsunasaga.jp/plaza/group/genderequality/000819.html>



公益社団法人
全国保育サービス協会
<http://acsa.jp/>



東京女子医大・女性医療人
キャリア形成センター
<http://www.twmu.ac.jp/gender/>



日本医師会女性医師支援センター
<https://www.med.or.jp/joseiishi/>



東京女子医大・女性医療人キャリア形成センター
女性医師再研修 復職プロジェクト登録・申請フォーム
http://www.twmu.ac.jp/twmu-form/form_CECWD/index.html



介護支援リンク

仕事と介護の両立ポータルサイト
(内閣府男女共同参画局)
<http://www.cao.go.jp/wlb/ryouritsu/>



厚生労働省
要介護認定はどのように行われるか
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/gaiyo2.html>



厚生労働省 介護保険制度の概要
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html



独立行政法人福祉医療機構
WAM NET
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>



厚生労働省 介護予防
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html



遠距離介護コミュニティ
NPO 法人パオック
<http://paokko.org/>





佐賀大学医学部
ダイバーシティ推進委員会
バルーンプロジェクト